

# 防府市生徒指導問題対策協議会設置要綱

平成11年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市生徒指導問題対策協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 いじめの問題や不登校児童生徒の増加等、多種多様な生徒指導に係る問題について解決策等を協議するとともに、状況に応じて関係機関等の連携による適切な対応をするために、防府市生徒指導問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、次に掲げる事項について協議及び対応を行うものとする。

- (1) 問題行動の実態把握、対応方法及び防止のための活動等
- (2) 青少年の健全育成を図るための積極的な生徒指導及び啓発活動
- (3) 生徒指導上の問題が発生した場合に、児童生徒の状況に応じ、学校、教育委員会及び関係諸機関・団体が連携して対応する「緊急サポートチーム」を編成して対応していく。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は20人とする。

- 2 委員は、保護者、学校関係者、学識経験者、社会教育関係者、教育行政関係者、児童相談所関係者、警察署関係者等のうちから防府市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防府市教育委員会事務局学校教育課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の改正は、平成16年4月1日から実施する。